

令和3年6月2日

令和3年第2回岬町議会定例会

第2日会議録

令和3年第2回（6月）岬町議会定例会第2日会議録

○令和3年6月2日（水）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 松尾 匡	2番 谷崎 整史	3番 奥野 学
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 反保 多喜男
7番 辻下 正純	8番 小川 日出夫	9番 竹原 伸晃
10番 和田 勝弘	11番 出口 実	12番 道工 晴久

欠席議員0名、 欠員0名、 傍聴0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室 危機管理監	増田 明	
副町長 中口 守可	総務部理事 兼財政改革部理事	窪田 忠剛	
副町長 松岡 裕二	総務部理事	寺田 武司	
教育長 古橋 重和	財政改革部理事 兼税務課長	阪本 隆	
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川端 慎也	しあわせ創造部総括理事 兼住民課長	今坂 嘉文
総務部長 西 啓介	しあわせ創造部理事 兼生活環境課長	辻里 光則	
財政改革部長 相馬 進祐	しあわせ創造部理事	松本 啓子	
しあわせ創造部長 松井 清幸	しあわせ創造部理事 兼子育て支援課長	松下 亨	
都市整備部長 奥 和平	都市整備部理事	吉田 一誠	
教育次長兼指導課長 澤 憲一	会計管理者 兼会計室理事	福井 智淑	
まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田 尚司	教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長	小川 正純

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木真澄 議会事務局主査 池田雄哉

○会 期

令和3年6月1日から22日(22日)

○会議録署名議員

2番 谷崎正史 3番 奥野 学

議事日程

日程第 1	議案第41号	専決処分の承認について(令和2年度岬町一般会計補正予算(第11次))
日程第 2	議案第42号	専決処分の承認について(令和2年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第3次))
日程第 3	議案第43号	専決処分の承認について(令和2年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第3次))
日程第 4	議案第44号	令和3年度岬町一般会計補正予算(第3次)について
日程第 5	議案第45号	令和3年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)について
日程第 6	議案第46号	動産買入れ契約の締結について(コミュニティバス)
日程第 7	議案第47号	動産買入れ契約の締結について(蒸気ボイラ)
日程第 8	議案第48号	動産買入れ契約の締結について(食器・食缶洗浄機及びトレー洗浄付き食器洗浄機)
日程第 9	議案第49号	附属機関等の会議の特例に係る関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第10	議案第50号	岬町国民健康保険条例の一部改正について
日程第11	議案第51号	岬町学校給食条例の一部改正について
日程第12	報告第1号	令和2年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第13	報告第2号	債権の放棄の報告について

(午前10時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和3年第2回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は12名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○道工晴久議長 日程第1、議案第41号、専決処分の承認について（令和2年度岬町一般会計補正予算（第11次））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第1、議案第41号「専決処分の承認について（令和2年度岬町一般会計補正予算（第11次））」をご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

裏面の専決処分書をご覧ください。

専決処分の理由といたしましては、令和2年度一般会計決算見込みにおきまして、不用額及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等特定財源の確定に伴う財源更正並びに地方債借入額の決定による地方債限度額の変更等にかかる補正予算を調製し議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付で専決処分したものでございます。

まず、補正予算の内容の説明をさせていただく前に、令和2年度一般会計決算見込みなどについてご説明させていただきます。

先日、内閣府が発表いたしました今年1月から3月期の国内総生産（GDP）の速報値によりますと、物価変動の影響を除いた実質成長率は年率換算で5.1%の減少となりました。新型コロナウイルス感染拡大により個人消費や設備投資が大幅に減少したことによるもので、令和2年度を通してみると、対前年度比4.6%のマイナスとなり、これは平成20年度のリーマンショック時の下げ幅であるマイナス3.6%を上回る戦後最大の下げ幅となっております。

変異ウイルスが猛威を振っている中、我が国ではようやく高齢者へのワクチン接種がスタートしたところで、今後の経済の回復は接種の進展に伴い、感染が終息に向かうかどうかにかかっていると言われております。

このような状況は地域経済にも相当な影響が及ぶと考えられることから、今後ともこうした動きを注視していく必要があると考えております。

次に、本町に目を向けると、令和2年度は歳入では新型コロナウイルス感染症対策に伴い、町税の徴収が翌年度に猶予されたことで生じた大幅な減収を、町債のつなぎ資金で一時的に補てんするなど、特例的な対応を求められるとともに、各施策につきましては、地方創生臨時交付金を余すことなく活用いたしました。

一方、歳出におきましては、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費が増加し、公債費が高止まりしているなどの状況の中での厳しい財政運営となりましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や大阪府市町村振興補助金などの財源の確保に加え、行財政改革の取組などにより、実質収支につきましては引き続き黒字を確保できる見通しとなっております。

町財政は依然として厳しい財政運営を余儀なくされており、今後とも行財政改革を積極的に推進していくことが急務となっております。

なお、決算の詳細につきましては、決算認定に係る議案上程時に改めてご報告させていただきます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明させていただきます。

令和2年度一般会計補正予算（第11次）につきましては、特定財源の確定に伴う財源更正及び歳出不用額の調整などを行った内容となっております。

とりわけ、歳入予算につきましては新型コロナウイルス感染拡大の影響により、納税が困難となった法人などへの徴収猶予に伴う町税の減額及びこれを補てんするための町債の発行、また新型コロナウイルス対策に伴う各施策につきましては、これまで財政調整基金繰入金などで対応してきましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額の決定に伴い、同交付金を国庫支出金に計上するとともに、基金繰入金との予算科目の更正を行っております。

また、歳出予算につきましては歳入予算で計上いたしました国庫支出金、府支出金、町債などの特定財源の決定に伴う財源更正を行うとともに不用額の調整を行っております。

不用額の主な内容につきましては、町道西畑線、町道美化センター連絡線、（仮称）町道池谷向出連絡線など、道路整備事業におきまして社会資本整備総合交付金の交付決定の範囲内で予算を執行したことによるものでございます。

なお、新型コロナウイルス対策に伴う事業者支援金につきましては、令和2年6月補正予算におきまして補正予算を計上した後、支給要件を緩和するなどの対応を行い、事業者にとってより申請しやすい環境の整備に努めましたが、結果として不用額が生じたものでございます。

改めまして、議案書1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3億4,470万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億5,153万8,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては11ページから28ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

町税といたしまして、収入見込に伴い、1億8,260万6,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、固定資産税につきましては、主に新型コロナウイルス感染拡大の影響により納税が困難となった法人などへの徴収猶予に伴う町税の減額が占めており、1億7,846万8,000円を、環境性能割302万8,000円を、町たばこ税111万円をそれぞれ減額計上するものでございます。

地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金につきましては、交付決定に伴い、合計で4,374万円を減額計上いたしております。国から示されました地方財政計画の伸び率や地方財政対策などを参考に予算計上いたしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う消費の伸び悩みなどによる経済への影響などにより予算と乖離する結果となったと考えられるものでございます。

3ページをご参照願います。国庫支出金につきましては、交付決定に伴い1億9,846万3,000円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額の決定に伴い、各費目の合計3億1,617万7,000円を増額計上する一方、道路橋りょう費補助金といたしまして町道西畑線整備事業などに充当した社会資本整備総合交付金（道路整備等）の交付決定に伴い7,866万7,000円を減額計上いたしております。

府支出金につきましては、交付決定に伴い、1,850万4,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、児童福祉費負担金といたしまして、児童手当府費負担金327万4,000円を、子どものための教育・保育給付費負担金（施設型給付）357万4,000円をそれぞれ減額計上する一方、総務管理費補助金といたしまして、大阪府市町村振興補助

金470万円を増額計上いたしております。

寄附金につきましては、岬ゆめ・みらい寄附金の収入見込に伴い、296万1,000円を減額計上いたしております。

繰入金につきましては、3億9,720万円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、本補正予算の編成に伴い、財政調整基金繰入金3億4,639万9,000円を、岬ゆめ・みらい基金繰入金につきましては新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金の計上に伴う科目更正などに伴い4,939万4,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

諸収入につきましては、収入見込に伴い、374万2,000円を増額計上いたしております。

主な内容といたしましては、雑入といたしまして収入印紙売払収入550万円を減額計上する一方、後期高齢者医療広域連合負担金（医療費定率）返還金729万9,000円を、後期高齢者医療広域連合派遣職員給与等負担金511万1,000円をそれぞれ増額計上いたしております。

町債につきましては起債借入額の決定に伴い9,810万3,000円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、道路橋りょう債といたしまして、町道整備事業債6,520万円を、都市計画債といたしましてコミュニティバス整備事業債2,140万円をそれぞれ減額計上する一方、いずれも新型コロナ感染症の影響により地方消費税交付金などの減収に伴う減収補てん債2,210万3,000円を、町税などの徴収猶予特例債1億6,470万円をそれぞれ増額計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。4ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては29ページ以降に記載しておりますので併せてご参照願います。

総務費につきましては、1,316万4,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額の調整に伴い、一般管理費といたしまして防犯カメラを購入するための機械器具費130万円を、戸籍住民基本台帳費といたしましてパスポートの交付に必要な収入印紙を購入するための消耗品費550万円をそれぞれ減額計上いたしております。

民生費につきましては、6,383万2,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額の調整に伴い、社会福祉総務費といたしまして、自立支援医療（更生医療）給付費などの扶助費の合計で1,888万5,000円を、児童措置費といたしまして、児童手当扶助費1,964万5,000円を、子ども・子育て支援事業費といたしまして、施設型給付費1,714万6,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

衛生費につきましては、2,183万円を減額計上いたしております。主な内容といたしまし

ては、不用額の調整に伴い、保健衛生総務費といたしまして、大阪広域水道企業団負担金（水道料金助成事業）623万5,000円を、予防費といたしまして予防接種負担補助金（小児インフルエンザ）549万9,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

農林水産業費につきましては601万2,000円を減額計上いたしております。主な内容として、不用額の調整に伴い、農地費といたしまして、ため池ハザードマップ作成委託料249万7,000円を、林業水産業振興費といたしまして、林道橋りょう点検診断業務委託料252万6,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

商工費につきましては8,665万5,000円を減額計上いたしております。主な内容として、不用額の調整に伴い、商工総務費といたしまして、休業要請支援金（府・市町村共同支援金）に係る市町村負担金1,800万円を、事業者支援金5,717万1,000円を、暮らし応援商品券交付事業費といたしまして事務費と補助金の合計704万3,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

土木費につきましては、1億3,900万3,000円を減額計上いたしております。主な内容として、不用額の調整に伴い、道路維持費といたしまして、町道西畑線、町道美化センター連絡線、（仮称）町道池谷向出連絡線などの道路整備事業費の合計で1億1,864万9,000円を、河川水路維持費といたしまして、土砂災害特別警戒区域内家屋移転等助成金512万5,000円を、都市計画総務費といたしまして、下水道事業特別会計繰出金987万3,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

消防費につきましては、1,144万4,000円を減額計上いたしております。主な内容として、不用額の調整に伴い、消防総務費といたしまして、泉州南消防組合負担金1,000万円を、水防費といたしまして、水防出動報酬89万8,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

教育費につきましては、2,763万9,000円を減額計上いたしております。主な内容として、不用額の調整に伴い、小学校管理費といたしまして、小学校体育館空調設置工事設計委託料（淡輪、深日、多奈川）527万円を、共同調理場費といたしまして、賄材料費854万5,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

5ページをご参照願います。災害復旧費につきましては、不用額の調整に伴い、町道淡輪団地線災害復旧工事11万8,000円を減額計上いたしております。

公債費につきましては、不用額の調整に伴い、一時借入金利子と地方債利子償還金の合計420万2,000円を減額計上いたしております。

諸支出金につきましては、2,919万6,000円を増額計上いたしております。主な内容として、財政調整基金費といたしまして、前年度決算に伴う積立金3,200万円を増額計上する一方、岬ゆめ・みらい寄附金の収入見込に伴い、岬ゆめ・みらい基金積立金296万1,000円を減額計上するものでございます。

続いて、6ページ、7ページをご参照願います。

「第2表地方債補正」をご覧ください。地方債借入額の決定に伴い、減収補てん債ほか1事業に係る起債限度額の追加、保健センター整備事業ほか3事業に係る起債限度額の変更及びコミュニティバス整備事業に係る起債限度額の廃止に伴うものでございます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましてはご覧のとおりとなっております。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

奥野 学君。

○奥野 学議員 1点だけお聞きしたいと思います。

議案書の11ページ、歳入の固定資産税のところでお聞きしたいと思いますが、次のページ、12ページの上に、土地家屋償却資産という内訳も書いていただいております。

先ほど相馬部長からの説明もお聞きしたのですが、昨年度のコロナ対策としての特例で猶予されるという説明をいただきました。

この数字はかなり大きな額になっているのですけれども、法人何社分であるのか、そして、特例として何年間猶予されるのかお教えいただきたいと思います。

○道工晴久議長 財政改革部理事 阪本 隆君。

○阪本財政改革部理事 奥野議員のご質問にお答えいたします。

この特例制度につきましては、昨年4月に国でコロナ対策による特例制度が設けられたものでございまして、ご質問いただいております法人の件数につきましては11件になります。

あと、個人の事業者もございまして、含めて13件ということでございます。

すみません、猶予につきましては令和2年2月1日から令和3年2月1日までの納期がある税に関しまして対象となっております。

期間につきましては、納期から1年間の設定となっております。

○道工晴久議長 奥野議員、よろしいですか。他に。和田勝弘君。

○和田勝弘議員 この専決処分の減額は、提案理由で説明は分かるのですが、大きな減額です。

もう少し早く提出ができなかったのか。今後はこのような減額は早く提出していただきたいと要望しておきます。答弁があればしてください。

○道工晴久議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 ご答弁申し上げたいと思います。

先ほどご説明させていただきましたとおり、今回の専決予算の減額につきましては、トータルで3億4,500万円ということで、補正前の予算額と補正後の予算額を比較しますと、減少率3.6%の減となっております。

ちなみに、昨年度の令和元年度につきましては4億6,000万円の減額、2年前の平成30年度につきましては8億1,000万円の減額ということで、この3年の中では減額幅が少ないという状況となっております。補助金関係の交付決定や地方債の借入予定額の決定につきましては年度末になってしまうという事情がございますが、先ほど議員ご指摘のとおり、不用額の処理につきましては、本来、事業費の不用額が決定した時点で予算に盛り込むことが基本的な考えとなっております。

令和2年度につきましては、新型コロナウイルスの対応など、イレギュラーな対応を余儀なくされたことで特殊要因などがございますけれども、先ほど申しました、本来の考え方に即しまして今後とも予算編成処理に心がけてまいりたいと考えてございます。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 よく分かりました。

もう1点は、奥野議員が質問した中でございますが、固定資産税の猶予がある方ということですか、何件ぐらいあるのか、その点よろしくお願いします。

○道工晴久議長 先ほどの回答では理解できなかったということですよね。

財政改革部理事 阪本 隆君。

○阪本財政改革部理事 ご質問にお答えします。

先ほど、法人11件、個人事業者2件ということでご報告させていただいておりますけれども、和田議員のほうでは各税目での内訳ということでもよろしいのでしょうか。

土地のほうで13件、家屋で9件、償却資産で7件、以上となっております。

○道工晴久議長 よろしいですか。

他にございませんか。

谷崎整史君。

○谷崎整史議員 支出で38ページの商工費の事業者支援金が、支出が年額5,770万円となっていますが、これは事業者支援金が全事業者360社で対象が六千何百万円の予算を組んだが、実質施行されたのは四十数件か五十数件であったということの結果でしょうか。予算立てが少し甘かったのかと。

今回の支援金ではそれほど多数を見込んでいないということでしたが、この予算立てはどのような内容なのかご説明願いたい。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 谷崎議員のご質問にお答えします。

ご指摘のとおり、予算額は6,675万円でしたが、実質額が957万9,000円ということで、43件分ということでございます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 今回、決算見込みの前さばきという意味合いもありますので、決算を見ないとはっきりしない面もありますけれども、この機会にお尋ねしたいことがございます。

一つは、みさき公園の土地の関係で、岬町が所有者となったということは、固定資産税が入ってなくなるということで、以前からお聞きしていたのは、その減収に伴って地方交付税措置が行われるということをお聞きしていたと思います。

ただ、それは、言わば計算上の話であって、実際いかに入ってくるということになるのか、今回、その辺りも反映されているのか、その点について1点お聞きしたいと思います。

それから、議案書の35、36ページのところで、衛生費の保健事業費の中に健診等ということで減額になったということが示されているのですが、新型コロナの影響もあって健診そのものが非常に件数が少なくなっているという傾向が全国的にあるようなのですが、岬町もそういうふうになっていると考えていいのかどうか。

また、その影響がどのように出てくるのか、これは今後のことということになるかと思いますが、何かつかんでおられる実情があればお聞きしたいと思います。

私の問題意識としては、新型コロナの感染に不安を感じて、健診そのものの件数が減っている、要は外出自粛等の影響で、健診そのものが少なくなっていて、少し影響が見られ始めているのが、発見が遅れて重症化しているということが全国的に言われ始めているわけで、そのことが岬町でどのように現れているのか、今後のことかもしれないのですが、その辺りについて何かつかんでおられることがあればお聞きしたいというのが2点目です。

それから、予算書の39ページ、40ページのところで、土木費の道路維持費に関わってお尋ねします。

主に三つの事業がここでは関連するかと思って見ているのですが、(仮称)町道池谷向出連絡線の工事について、幾つか減額ということになっておりますが、これは、いわゆる不用額、例えば土地建物鑑定委託料などという、実際にそれを決行しようとしたけれど、して、もともと予算で組んでいたものまで必要なかったという意味でのいわゆる不用額と考えていいのか、工事の進捗そのものが何らかの理由で遅れているというように考えていいのか、ここでは西畑線と(仮称)町道池谷向出連絡線、二つのことが書かれているかと思うのですが、西畑線については繰越明許でも記されていますけれども、二つの事業の進捗状況をこの機会にお聞きできればと思います。

○道工晴久議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 まず、1点目にご質問いただきました地方交付税のことにつきまして、私のほうからご答弁申し上げたいと思います。

議員おっしゃいますとおり、みさき公園の土地の減収にかかる部分につきましては、理論的には普通地方交付税で75%が算入されるものであります。

ただし、金額は実質どうかというようなご質問もいただきましたけれども、納税事業者の納税情報に係るものにつきましては守秘義務等がございますのでこの場でのご答弁は控えさせていただきます。

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 私のほうからは35ページ、36ページ、衛生費、保健事業費の健診にかかる部分のご質問についてお答えさせていただきます。

今回、不用額の調整ということで減額させていただいた原因は、昨年4月、5月の緊急事態宣言によりまして健康診断の中止をさせていただいたことによりまして、当初計画していた数字より下回ったということで、今回、減額をさせていただいております。

健康診査につきましては、緊急事態宣言、コロナの感染状況も踏まえまして、十分対策を講じて、健診のほうは継続して続けていく必要はあるというふうには認識しておりますので、今年度につきましては計画を立てて計画どおり進めていきたいと思っております。ご理解のほどよろしく申し上げます。

○道工晴久議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 私からは、39、40ページの道路橋りょう費、道路維持費につきましてお答えさせていただきます。

ここにつきましては、町道西畑線や（仮称）町道池谷向出連絡線につきましては、先ほど財政部長もお伝えさせていただいたように、社会資本整備総合交付金の交付決定の範囲内で行っております。

また、（仮称）町道池谷向出連絡線につきましては、令和2年度につきましては国庫補助が付かなかった状況になっております。

なお、令和3年度につきましては内示額を頂いており、事業を進めていく予定としておりますので、よろしく願いいたします。

あと、西畑線につきましても同じことで、交付金の範囲内で進めさせていただいており、現場としましては、さきの全協でもお伝えしたように、若干法枠に影響が出ているということでご理解していただければと思います。

○道工晴久議長 中原君、よろしいですか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 1点目にお答えをいただいたみさき公園に関わっての普通地方交付税のことが、金額がこの場で明らかにできないという理由については理解するものでありますが、1点お聞きしたいのは、交付税措置という言い方されるときに、よく、一応の計算というか、今回の件でいうと減額の75%分という考え方があるわけですが、それがそのままきちんと計算どおりの金額で町に歳入されるのかどうかという、そこが私の気になるところなのです。

いろんなところで、交付税措置交付税措置という言い方をされるのだけれど、では、それを全部まとめて町に歳入された金額を見たときに、全部足し算された金額と違うじゃないかということがよくあるわけで、そこが少し気になっているところです。

その点について、もう一度お答えいただければと思います。

それから、2点目の健診に関わることですが、事情については理解いたしました。

それで、急遽中止せざるを得ない状況があつてということを見ると、健康診断の機会が減ってしまったわけですが、それは何か振替とか機会の確保ということはなされたのかどうか、参考までにお聞きしておきたいと思います。

それから3点目についてもご説明いただいたところで、なるほどと改めて思いましたけれど、町道美化センター連絡線工事についてお尋ねするのをうっかりしておりまして、これも先ほどの要因によるところという理解でいいのかと思うのですけれど、進捗状況と言いますか、予定どお

りの進捗、予定どおりより少し遅れると考えたらいいのか、その辺りについてもお聞きしておきたいと思います。

○道工晴久議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 ご答弁申し上げたいと思います。

交付税措置について、果たしてそれがきっちりと歳入されているのかどうなのかというようなご質問だと思います。

まず、地方交付税につきましては、大きく普通地方交付税と特別地方交付税がございます。

普通地方交付税につきましては、各団体が標準的な行財政運営を行うために必要なお金の理論的な積み上げということでご理解いただければと思います。

一方で特別地方交付税につきましては、地方交付税の予算総額の6%が措置されるものでございまして、普通地方交付税でカバーできない特殊な、災害であったりとか、そういった要因についてカバーされるものであるということです。普通地方交付税につきましては、基本的にはその分は補填されるというふうに考えてございます。

ただし、各団体の積み上げを国の交付税の予算に合わせる必要がありますので、その部分についての調整というようなものはありますけれども、特別交付税などの特殊な要因のものについてはなかなか我々担当では読みにくいところがございますけれども、その点、先ほどご指摘いただきましたみさき公園の土地につきましては普通地方交付税で算入されるものであることから、計算の過程についても比較的明確なものとなっておりますし、ほぼ、それに沿ったような形で算入されるというふうに担当のほうでは考えてございます。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えさせていただきます。

先ほどご説明させていただきました緊急事態宣言によりまして集団健診については4月、5月の健診は中止したところです。こちらの集団健診につきましては業者委託をしております、年間計画を立てて依頼をしています。

業者につきましては他団体の検査も受託しているということで、調整を依頼しましたが日が合わずに、代替の日がもてなかったということで、今回、集団健診の件数が減ったという状況です。

○道工晴久議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 39ページ、40ページの町道美化センター連絡線工事の進捗状況ということですが、先ほどもお伝えしたとおり、社会資本の総合交付金の交付がなかったものから、町道美化センター連絡線工事につきましても一時中止になっております。

今年度につきましては、交付金が付きましたので、工事を進めていきたいと考えております。

○道工晴久議長 中原君、よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号「専決処分の承認について（令和2年度岬町一般会計補正予算（第11次））」を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立お願いいたします。

(起立全員)

○道工晴久議長 満場一致であります。

よって、議案第41号は原案のとおり承認することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第2、議案第42号、専決処分の承認について（令和2年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 日程第2、議案第42号、専決処分の承認について（令和2年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次））につきましてご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

裏面の専決処分書をご覧ください。

専決処分の理由といたしましては、令和2年度岬町下水道事業特別会計決算見込におきまして不用額及び地方債借入額の決定による地方債限度額の変更などに係る補正予算を調整し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ822万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,015万4,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず、歳入予算につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては8ページから11ページに記載しておりますので、併せてご参照願います

繰入金につきましては、下水道事業特別会計の財源調整により、一般会計繰入金987万3,000円を減額計上しております。

次に、町債につきましては地方債借入額の決定に伴い340万円を減額計上しております。

内容としましては、流域下水道債150万円を、公共下水道事業債190万円をそれぞれ減額計上いたしております。

次に、国庫支出金につきましては、社会資本整備総合交付金の交付決定に伴い、729万円を増額計上しております。

次に、諸収入につきましては、収入見込により19万4,000円を増額計上いたしております。

内容としましては、水道管移設受託事業収入351万3,000円を減額計上する一方、前年度の清算に伴い流域下水道事業市町村負担金返還金370万7,000円を増額計上するものでございます。

次に、使用料及び手数料につきましては、収入見込により現年度分の下水道使用料200万円を減額計上いたしております。

次に、分担金及び負担金につきましては、収入見込により滞納繰越分の受益者負担金44万円を減額計上いたしております。

続きまして、歳出予算につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては12ページ、13ページに記載しておりますので併せてご参照願います。

総務費につきましては、消費税の確定に伴い消費税及び地方消費税333万円を減額計上するものでございます。

次に、事業費につきましては不用額の調整に伴い356万円を減額計上いたしております。

内容としましては、負担金の確定に伴い流域下水道事業負担金156万8,000円を大阪府流域下水道事業維持管理負担金199万2,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

次に、公債費につきましては、不用額の調整に伴い133万9,000円を減額計上いたしております。

内容といたしましては、不用額調整により地方債利子償還金33万9,000円を一時借入金利子100万円をそれぞれ減額計上するものでございます。

続きまして、4ページをご参照願います。第2表地方債補正をご覧ください。

地方債借入額の決定に伴い、下水道事業の起債限度額について1億5,450万円から1億5,110万円に変更を行うものでございます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましてはご覧のとおりとなっております。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第42号「専決処分の承認について（令和2年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次））」を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○道工晴久議長 満場一致であります。

よって、議案第42号は原案のとおり承認することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第3、議案第43号、専決処分の承認について（令和2年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第3次））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第3、議案第43号、専決処分の承認について。令和2年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第3次）につきましてご説明をいたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めますのでございます。

裏面の専決処分書をご覧ください。

専決処分の理由といたしましては、令和2年度岬町多奈川財産区特別会計決算見込におきまして、一般会計で実施した多奈川小学校トイレ改修事業等の不用額に伴う補正予算を調整し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日に専決処分したものでございます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明いたします。

予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ109万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,022万2,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので併せてご参照願います。

一般会計繰出金の減額に伴い、財源としていた多奈川地区財産区基金繰入金109万8,000円を減額いたしております。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。

3ページをご覧ください。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

一般会計で実施した多奈川小学校トイレ改修事業等の不用額に伴い、一般会計繰出金109万8,000円を減額いたしております。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第43号「専決処分の承認について（令和2年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第3次））」を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立をお願いいたします。

(起立全員)

○道工晴久議長 満場一致であります。

よって、議案第43号は原案のとおり承認することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第4、議案第44号、令和3年度岬町一般会計補正予算（第3次）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第4、議案第44号「令和3年度岬町一般会計補正予算（第3次）について」をご説明いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、政府が4月に発令した3度目の緊急事態宣言は期間が延長されたほか、対象区域も拡大されてございます。

大規模商業施設や飲食店の営業、大規模なイベントの開催などが制限されていることから、経済成長は4月期から6月期もマイナス成長になる可能性が高いと言われております。

本町の財政につきましても、引き続き厳しい環境にあることから、今般の補正予算につきましては、緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,875万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億8,493万8,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。

第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

繰入金といたしまして1,875万円を計上いたしております。内容といたしましては、本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、財政調整基金繰入金275万円を、多奈川地区中集会所隣接の町有地整備工事に充当するための多奈川財産区特別会計繰入金1,600万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので併せてご参照願います。

総務費といたしまして、1,600万円を計上いたしております。内容といたしましては、地元自治区の要望を受け、多奈川地区中集会所に隣接する町有地を多目的広場として整備する中集会所隣接町有地整備工事を計上するものでございます。

衛生費といたしましては、275万円を計上いたしております。内容といたしましては、廃棄物処理施設の改修等に際して、令和4年度から循環型社会形成推進交付金を受けるに当たり、交付要件であります循環型社会形成推進地域計画の策定に必要な業務委託料を計上するものでございます。

以上が、補正予算の概要でございます。

なお、本件は総務文教及び厚生各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第44号「令和3年度岬町一般会計補正予算(第3次)」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生各常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、総務文教、厚生各常任委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第5、議案第45号、令和3年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第5、議案第45号、令和3年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）につきましてご説明をいたします。

予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,844万7,000円とするものでございます。

歳入予算につきましてご説明いたします。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので併せてご参照願います。

本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、繰入金、基金繰入金として、多奈川地区財産区基金繰入金1,600万円を計上いたしております。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。3ページをご覧ください。

なお、詳細につきましては、9ページ、10ページに記載しておりますので併せてご参照願います。

諸支出金繰出金として、一般会計繰出金1,600万円を計上いたしております。内容といたしましては一般会計で実施します中集会所裏の町有地の整備事業の財源として繰り出すものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております、令和3年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)については、会議則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第6、議案第46号、動産買入れ契約の締結について(コミュニティバス)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第6、議案第46号、動産買入れ契約の締結について(コミュニティバス)につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、コミュニティバスの買入れに当たり、動産借入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的はコミュニティバス、契約の方法は指名競争入札でございます。

契約金額は2,123万円、うち消費税及び地方消費税の額は193万円であります。

契約の相手方は、大阪府泉南郡岬町淡輪6045番地、大東陽、代表者、坂辺 正でございます。

契約の経過及びコミュニティバスの概要につきましてご説明いたします。

議案書に添付しております参考資料の入札結果(経過)調書をご覧ください。

今回のコミュニティバスの購入に当たり、令和2年度、3年度岬町物品役務提供等登録業者のうち、業種区分、車両販売、車両用品、車両整備、営業品目、マイクロバスに登録を行っている7社を指名し、指名競争入札を実施いたしました。

4社が事前に入札参加を辞退し、5月14日の入札には3社が応札し、1回目の入札で予定価格に達したことから落札者を決定し、令和3年5月18日に仮契約を締結いたしました。

コミュニティバスの納入期限は令和4年3月31日といたしております。

参考資料の裏面、コミュニティバス車両の概要をご覧ください。

車両の名称は日野ポンチョで、車両の形状等につきましては、昨年度購入を行ったコミュニティバスと同等となっております。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております動産買入れ契約の締結について(コミュニティバス)は、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第7、議案第47号、動産買入れ契約の締結について(蒸気ボイラ)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第7、議案第47号、動産買入れ契約の締結について(蒸気ボイラ)につきましてご説明をいたします。

提案理由といたしましては、給食センターの蒸気ボイラの買入れに当たり、動産買入れ契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでござ

います。

契約の目的は蒸気ボイラ、契約の方法は制限付き一般競争入札でございます。

契約金額は1,045万円、うち消費税及び地方消費税の額は95万円であります。

契約の相手方は、和歌山県和歌山市中之島2042番地、三浦工業株式会社和歌山支店、支店長 玉井圭一でございます。

契約の経過及び蒸気ボイラの概要につきましてご説明いたします。

議案書に添付しております参考資料の入札結果（経過）調書をご覧ください。

今回の蒸気ボイラの購入に当たっては、制限付き一般競争入札により発注を行いました。

本町では、物品等の発注に当たっては事前に入札参加登録された業者の中から登録業種に該当する業者を指名する指名競争入札を基本として実施しております。

今回の蒸気ボイラについては該当する登録業種がなかったことから、入札参加登録業者であることを参加資格とする制限付き一般競争入札を実施いたしました。

4月16日の入札には1社が応札し、1回目の入札で予定価格を下回ったことから落札者を決定いたしました。

なお、納入期間は令和3年7月20日から令和3年7月27日までとなっております。

参考資料の裏面、蒸気ボイラの概要をご覧ください。

蒸気ボイラ2基と据付け等の付帯工事、既存機器の撤去及び処分を含むものとなっております。

本件につきましては総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております動産買入れ契約の締結について（蒸気ボイラ）は、会議規則第

39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第8、議案第48号、動産買入れ契約の締結について（食器・食缶洗浄機及びトレー洗浄付き食器洗浄機）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第8、議案第48号、動産買入れ契約の締結について（食器・食缶洗浄機及びトレー洗浄付き食器洗浄機）につきましてご説明をいたします。

提案理由といたしましては、給食センターの食器・食缶洗浄機及びトレー洗浄付き食器洗浄機の買入れに当たり、動産買入れ契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は食器・食缶洗浄機及びトレー洗浄付き食器洗浄機、契約の方法は制限付き一般競争入札でございます。

契約金額は2,363万200円、うち消費税及び地方消費税の額は214万8,200円でございます。

契約の相手方は、大阪市東淀川区豊里7丁目6番13号、株式会社アイホー、大阪支店、支店長 秋丸 裕でございます。

契約の経過及び食器・食缶洗浄機及びトレー洗浄付き食器洗浄機の概要につきましてご説明いたします。

議案書に添付しております参考資料の入札結果（経過）調書をご覧ください。

今回の食器洗浄機等の購入に当たっては、制限付き一般競争入札により発注を行いました。

本町では、物品等の発注に当たっては事前に入札参加登録された業者の中から登録業種に該当する業者を指名する指名競争入札を基本として実施しております。

今回の食器洗浄機等につきましては該当する登録業種がなかったことから、入札参加登録業者であることを参加資格とする制限付き一般競争入札を実施いたしました。

4月16日の入札には1社が応札し、1回目の入札で予定価格を下回ったことから落札者を決

定いたしました。

なお、納入期間は令和3年7月20日から令和3年8月3日までとなっております。

参考資料の裏面、食器・食缶洗浄機及びトレー洗浄付き食器洗浄機の概要をご覧ください。

食器・食缶洗浄機は蒸気式で洗浄能力は食器が時間6,000枚、食缶が時間185個となっております。

トレー洗浄付き食器洗浄機は、蒸気式で洗浄能力は食器が時間1万1,000枚、トレーが時間1,100枚となっております。

いずれも据付け等の付帯工事、既存機器の廃棄処分を含むものとなっております。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております動産買入れ契約の締結について(食器・食缶洗浄機及びトレー洗浄付き食器洗浄機)は、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第9、議案第49号、附属機関等の会議の特例に係る関係条例の整備に関する

る条例の制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第9、議案第49号、附属機関等の会議の特例に係る関係条例の整備に関する条例の制定につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、本町に設置される附属機関等について、会議を招集することが困難な場合においても、その所掌する職務を執行するための会議の開催を可能とするため、本条例を制定するものでございます。

条例において設置された附属機関等の中には所掌する職務を執行する会議の運営方法を条例に定め、委員の過半数の出席を会議の成立要件とするものがありますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、制約がかかり会議の開催が困難な場合があります。

一方で、デジタル化の進展に伴い映像と通話によるオンライン会議がコロナ禍の中で急速に広がっております。

新型コロナウイルス感染症の拡大など、会議の出席が困難な状況下においても附属機関等の運営を遅滞なく進めるため、書面やオンラインによる会議の審議を可能とする規定を各条例に設けるものでございます。

なお、書面やオンラインによる会議の審議につきましては、緊急を要する場合ややむを得ない理由がある場合の会議の特例措置として設けるものでございます。

併せて、書面やオンラインによる会議に参加した委員への報酬の支払いを明確にするため、非常勤職員の報酬条例の一部改正も行うものでございます。

条例案についてご説明いたします。議案書の裏面をご覧ください。併せまして新旧対照表もご参照願います。

第1条は、岬町財産区管理会条例の一部改正で、用語の整備を行うとともに、第8条に会議の特例として緊急を要する場合、その他やむを得ない理由がある場合は書面やオンラインを活用して会議の審議を行い、その結果をもって会議の議決に代えることができること。

書面やオンラインを活用する場合は、書面やオンラインによる回答、参加も成立要件として扱うことを定めております。

第2条は、岬町特別職報酬等審議会条例の一部改正、第3条は岬町総合計画審議会条例の一部改正、第4条は岬町都市計画審議会条例の一部改正、第5条は岬町住居表示審議会条例の一部改正、第6条は岬町国民保護協議会条例の一部改正、第7条は岬町廃棄物減量等推進審議会条例の

一部改正、第8条は岬町子ども子育て会議条例の一部改正、第9条は岬町いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正、第10条は岬町行政不服審査法施行条例の一部改正、第11条は岬町空き家等対策協議会条例の一部改正、第12条は岬町庁舎整備検討委員会条例の一部改正で、それぞれ同様の改正を行うものでございます。

附則第1項は施行期日を定めるもので、この条例は公布の日から施行するものとします。

附則第2項は非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、書面やオンラインでの会議に参加した委員への報酬の支払いについて明確にするため、第2条を改正するものでございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております附属機関等の会議の特例に係る関係条例の整備に関する条例の制定については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第10、議案第50号、岬町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 日程第10、議案第50号、岬町国民健康保険条例の一部改正につきましてご説明いたします。

提案理由といたしまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案についてご説明をさせていただきます。

議案書裏面及び新旧対照表をご覧ください。

本条例改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の定義について、これまでは新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2において特例として定められておりましたが、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行により、新型コロナウイルス感染症の定義に係る条項が改正され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、指定感染症から新型インフルエンザ等感染症として位置づけられたことに伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、傷病手当金の支給について定める本条例附則第6条中の新型コロナウイルス感染症の定義に係る部分について改め、施行期日を公布の日からと定めるものでございます。

なお、改正の前後で支援の対象となる傷病の範囲に変更はございません。

以上が条例案の概要でございます。

本件は厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町国民健康保険条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第11、議案第51号、岬町学校給食条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 日程第11、議案第51号、岬町学校給食条例の一部改正についてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、岬町の学校給食事業について、岬中学校調理場を廃止し、岬町立学校給食センターに統合するため本条例に所要の改正を行うものです。

それでは、条例案についてご説明させていただきます。

議案書裏面の条例案及び新旧対照表をご覧ください。

改正内容といたしましては、令和3年8月25日に岬中学校調理場を廃止し、岬町立学校給食センターに統合することに伴い、岬中学校の給食事業を給食センターで実施することから、岬町学校給食条例第5条中、岬町立小学校及び幼稚園を岬町立幼稚園、小学校及び中学校に改めるものです。

施行期日につきましては、令和3年8月25日から施行としております。

以上が条例案の内容でございます。

本件は総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町学校給食条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第12、報告第1号、令和2年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第12、報告第1号「令和2年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」をご説明いたします。

本件は地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

裏面をご参照願います。事業の完了が翌年度となる繰越事業といたしましては、総合計画等策定事業（都市計画マスタープラン及びみどりの基本計画）ほか6事業となっており、翌年度への繰越額の合計は1億9,727万8,000円となっております。

また、翌年度繰越額の財源内訳といたしましては、令和2年度に収入されました既収入特定財源といたしまして、小学校トイレ改修事業に係る深日財産区及び多奈川財産区の各特別会計からの繰入金2,537万2,000円、未収入特定財源といたしまして、令和2年度の国庫支出金の交付決定や地方債の同意に基づき翌年度に収入予定の国庫支出金及び地方債の合計で1億3,544万3,000円、一般財源は3,646万3,000円となっております。

なお、ここに掲げております各事業につきましては、一般会計補正予算第9次及び第10次におきまして限度額を設定し、既に翌年度に明許繰越しを行ったものでございます。

また、各事業にかかる金額及び財源内訳につきましてはご覧のとおりとなっております。

以上が「令和2年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書」の概要でございます。

○道工晴久議長 財政改革部長の報告が終わりました。

ただいまからこの件について質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって令和2年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての件を終わります。

○道工晴久議長 日程13、報告第2号、債権の放棄の報告についての報告を求めます。

都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 日程13、報告第2号、債権の放棄について報告いたします。

本件につきましては、岬町債権管理条例第17条第4号の規定により、別紙のとおり債権を放棄したものでございます。

同条第18条の規定により報告いたします。

本町が有する債権を放棄することができるのは、法律もしくはこれに基づく政令または条例に定めがある場合などに限られております。

今般、岬町債権管理条例において定める債権放棄に係る規定を適用し、町営住宅使用料に係る債権の放棄を行うものでございます。

当入居者につきましては、単身で入居していたもので、令和2年10月に直近の家賃を未納のままお亡くなりになりました。

そこで、債務者の死亡により相続人に対し催促を行いました。が、全ての相続人が相続放棄し、その財産の価値が債権額を超えないと見込まれることから、今般債権を放棄するものでございます。

また、その債権について相続人が相続を放棄したことから、保証人に対して履行を請求することとなります。

しかし、この入居者は改良住宅建設当時の事業協力者であった親の死亡に伴い、引き続き入居の際、親以外に身寄りがないなどの理由により、岬町住宅条例第10条第3項の規定する特別な事情があると認められる者に該当することから、保証人を免除していました。

そこで、債権条例に基づき債権の放棄を行いましたので、その概要をご報告させていただきます。

報告書の裏面をご覧ください。

債権の名称は町営住宅使用料でございます。

放棄した債権の金額2万8,903円。

債権を放棄した理由につきましては、岬町債権管理条例第17条第4号の規定に該当するためでございます。

放棄した日につきましては、令和3年5月13日でございます。

以上が報告でございます。

○道工晴久議長 都市整備部長の報告が終わりました。

ただいまから質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、債権の放棄の報告についての件を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

各常任委員さんには委員会付託分の審議についてよろしくお願いをいたします。

次の会議は6月22日の全員協議会終了後に会議を開きますのでご参集くださいますようお願いいたします。

どうもご苦勞様でございました。

(午前11時26分 散会)

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和3年6月2日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 谷 崎 整 史

議 員 奥 野 学